

岩手県告示第427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成23年7月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 小成

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱15号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
下閉伊郡岩泉町	小本	小成	139番1	標柱1号
			140番2	標柱2号
			140番3	標柱15号
		茂師	103番14	標柱3号
			103番13	標柱4号及び5号
			103番47	標柱6号から8号まで
			103番12	標柱9号から12号まで
			103番90	標柱13号及び14号